## 3-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(令和2年度)

											19	(単位:人)
都道府県 指定都市	認定者総数 (1+2+3)	うち、令和2年度 新規認定者	1 令和2年度に	研修を受 (1)現場 復帰	けた者 (2)依願 退職	(3)分限 免職	(4)分限 休職	(5)転任	(6)研修 継続	(7)その 他	研修受講予定者のうち、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者	。 令和3年度からの研修 対象者
1 北海道	5	(3)	2	1	1							3
2 青森県												
3 岩手県												
4 宮城県												
5 秋田県	2	(1)	2	1	1							
6 山形県												
7 福島県												
8 茨城県												
9 栃木県												
10 群馬県												
11 埼玉県	3	(2)	1	1								2
12 千葉県	3	(1)	3	2					1			
13 東京都	1		1						1			
14 神奈川県	2	(2)										2
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県	5	(2)	3	3								2
18 福井県												
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県	1	(1)	1	1								
21 岐阜県	-											
22 静岡県	2	(1)	2	2								
23 愛知県	2	(1)									1	1
24 三重県	1	(1)	1	1							†	
25 滋賀県	4	(2)	3	1	1				1		<del> </del>	1
26 京都府	Т.	(2)	<u> </u>	1	1				1			1
27 大阪府												
28 兵庫県												
29 奈良県	2	(2)	1	1								1
30 和歌山県	1	(2)	1	1			1					1
	1		1				1					
31 鳥取県												
32 島根県	0	(1)		0								
33 岡山県	3	(1)	2	2								1
34 広島県												
35 山口県	1		1						1			
36 徳島県												
37 香川県												
38 愛媛県												
39 高知県												
40 福岡県	2		2	1					1			
41 佐賀県												
42 長崎県												
43 熊本県												
44 大分県	1										1	
45 宮崎県												
46 鹿児島県	1	(1)	1	1								
47 沖縄県												
48 札幌市												
49 仙台市	2	(1)	1	1								1
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 川崎市												
53 横浜市	1	(1)										1
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市												
58 名古屋市	1		1						1			
59 京都市												
60 大阪市	2		2	1			1					
61 堺市	1	(1)	1				1		1			
62 神戸市	5	(2)	3	2	1				1			2
63 岡山市		(2)			1							
64 広島市												
65 北九州市	3	(2)	1	1								2
66 福岡市	3	(2)	1	1								
67 熊本市											<del> </del>	
合 計	59	(27)	37	24	4	0	2	0	7	0	2	20
(参考)平成30年度合計	70	(23)	44	20	6	0	0	1	15	2	5	21
(参考)平成29年度合計	95	(40)	57	33	10	2	1	0	7	4	5	33
(注1)[9]は 会和9年度に研修が		で 報定後 研修を登職す						U	1	4	ΰ	აა